

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
1	(目的) 第1条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての<u>認証評価</u>を行うため、その実施に関し必要な事項を定める。	(目的) 第1条 一般財団法人短期大学基準協会（以下「基準協会」という。）定款（以下「定款」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき、短期大学の教育研究活動等についての<u>総合的な評価</u>（以下「<u>第三者評価</u>」という。）を行うため、その実施に関し必要な事項について定めることを目的とする。
2	(対象) 第2条 <u>基準協会による認証評価</u>の対象は、設置後完成年度を経過した短期大学とする。	(対象) 第2条 <u>第三者評価</u>の対象は、<u>次の各号に掲げる</u>設置後完成年度を経過した短期大学とする。
3	(削除)	(1) 定款第42条第2項及び寄附行為附則第4項の規定に基づき入会を承認された短期大学（第20条において「会員」という。）
4	(削除)	(2) 前号以外の短期大学で、基準協会が実施する第三者評価を受けることを希望する短期大学（第20条において「非会員」という。）
5	(認証評価の周期) 第3条 <u>基準協会による認証評価</u>は、文部科学大臣による設置認可後又は認証評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに評価を受けるものとする。	(新設)
6	(申込み) 第4条 <u>認証評価</u>を希望する短期大学は、評価を受ける前年度の7月末日までに別に定める様式により申込みを行うものとする。	(申し込み) 第3条 <u>第三者評価</u>を希望する短期大学は、評価を実施する前年度の7月末日までに別に定める様式により<u>申し込み</u>を行うものとする。
7	2 <u>認証評価</u>は短期大学の希望する年度に<u>行う</u>ものとする。ただし、評価の実施が困難な場合には、調整することができる。	2 <u>第三者評価</u>は短期大学の希望する年度において<u>実施する</u>ものとする。ただし、<u>申し込み件数の多さなどにより</u>評価の実施が困難な場合には、<u>申し込み短期大学と調整</u>することができる。
8	3 第1項の規定により申込みを行った短期大学が、その後、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、基準協会と協議の上、<u>評価を受ける年度の6月末日までに届け出る</u>ものとする。	3 第1項の規定により<u>申し込み</u>を行った短期大学は、その後、やむを得ない事情により評価の取下げを行う場合には、基準協会と協議の上、<u>評価実施年の10月末日までに行う</u>ものとする。
9	(評価基準) 第5条 基準協会が行う<u>認証評価</u>の評価基準は、別に定める。	(評価基準) 第4条 基準協会が行う<u>第三者評価</u>の評価基準は、別に定める。

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
10	2 (略)	2 評価基準を定め、又は変更する場合は、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う。
11	(実施体制) 第6条 <u>認証評価を行うために、定款第47条第1項に基づき、認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設ける。</u>	(実施体制) 第5条 第三者評価は、 <u>理事会に置かれる第三者評価委員会</u> （以下「評価委員会」という。） <u>が行う。</u>
12	2 (略)	2 評価委員会に関し必要な事項は別に定める。
13	(ALOの配置) 第7条 <u>認証評価を受ける短期大学は、自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、AL O（認証評価連絡調整責任者）を置くものとする。</u>	(AL Oの配置及び登録等) 第6条 第三者評価を <u>希望する</u> 短期大学は、自己点検・評価活動並びに基準協会及び評価員との連絡調整等を円滑に行うため、AL O（ <u>第三者評価連絡調整責任者</u> ）を置くものとする。
14	2 <u>AL Oに関し必要な事項は別に定める。</u>	2 <u>前項の短期大学は、基準協会が指定した期日までに所定の手続きによりAL Oを登録するものとする。</u>
15	(削除)	3 AL Oは、基準協会が開催する指定の研修会等に参加するものとする。
16	(削除)	4 AL Oに変更が生じた場合は、別に定める様式により変更手続きを行うものとする。
17	(削除)	5 第1項に規定する短期大学は、必要に応じAL Oを補佐するためにAL O補佐を置くことができる。AL O補佐を置いた場合は、基準協会に報告するものとする。
18	(自己点検・評価報告書及び提出資料の作成・提出) 第8条 第4条第1項の規定により <u>認証評価の申込みを行った短期大学は、基準協会が別に定める自己点検・評価報告書作成マニュアルに従い自己点検・評価報告書及び提出資料を作成し、評価を受ける年度の6月末日までに提出しなければならない。</u>	(自己点検・評価報告書の作成・提出) 第7条 第3条第1項の規定により評価の <u>申し込みを行った短期大学は、基準協会が別に定める自己点検・評価報告書作成マニュアルに従い自己点検・評価報告書を作成し、評価実施年の6月末日までに提出しなければならない。</u>
19	2 <u>評価委員会は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に著しい不備があり、評価の継続が困難と認めた場合には、当該短期大学に対して、理由を付して再度自己点検・評価報告書等の提出を求めることができる。</u>	(新設)

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
20	(実施方法) 第9条 認証評価は、短期大学から提出された自己点検・評価報告書等に基づき、書面調査及び訪問調査により行う。	(実施方法) 第8条 第三者評価は、前条の規定により短期大学から提出された自己点検・評価報告書に基づき、書面調査及び訪問調査により実施する。
21	2 評価委員会に置かれる評価チームは、前項の調査結果に基づき、基準別評価票を作成する。	2 評価チームは、前項の調査を行い、基準別評価票を作成し、評価委員会に提出する。
22	3 評価委員会に置かれる分科会は、評価チームが作成した基準別評価票に基づき、財務部会と連携して機関別評価原案を作成する。	3 分科会は、基準別評価票に基づき、財的資源については財務部会と連携して、機関別評価原案を作成する。
23	4 評価委員会は、分科会が作成した機関別評価原案に基づき、機関別評価案を作成し、理事会に報告する。	4 評価委員会は、機関別評価原案に基づき、次の各号の定めにより機関別評価案を作成し、理事会に報告する。
24	(削除)	(1) 短期大学評価基準を満たしている場合は、適格とする。 (2) 短期大学評価基準の一部を満たしていない場合において、当該短期大学の教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合には、改善事項及び改善報告書提出時期等の条件を付した上で適格とする。 (3) 短期大学評価基準を満たさず当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合、自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は不適格とする。 (4) 適格、不適格の判定に至らない場合は保留とする。
25	5 前項の機関別評価案は、「機関別評価結果」及び「機関別評価結果の事由」（「総評」、「三つの意見」及び「基準別評価結果」）で構成する。	(新設)
26	6 前項の機関別評価結果では、評価を行った短期大学に対し、次の各号の定めにより、適格、不適格又は保留の判定を行う。 (1) 短期大学評価基準の4基準（以下「4基準」という。）に照らして全てが合である場合は、適格とする。 (2) 4基準に照らしてその一部又は全てが否である場合は、不適格とする。 (3) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合又は重大な法令違反がある場合は、不適格とする。 (4) 適格、不適格の判定に至らない場合は、保留とする。	(新設)

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
27	<u>7 前項の適格の判定において、4 基準に照らして一部に問題が認められる場合には、当該問題の改善についての意見、改善意見を付すことがある。</u>	(新設)
28	<u>8 第5項の「三つの意見」は、「特に優れた試みと評価できる事項」、「向上・充実のための課題」、「早急に改善を要すると判断される事項」とする。</u>	(新設)
29	(削除)	(評価の中断) 第9条 評価委員会は、第7条の規定により短期大学から提出された自己点検・評価報告書に著しい不備があり、評価の継続が困難と認めた場合には、評価を中断することがある。
30	(削除)	2 評価委員会は、評価を中断した場合は、当該短期大学に対して理由を付して再度自己点検・評価報告書等の提出を求めることができるものとする。
31	(削除)	3 評価委員会は、再度提出された自己点検・評価報告書等に著しい不備があり評価が困難な場合又は自己点検・評価報告書等が提出されない場合は、評価を中止する。
32	(機関別評価案の内示) 第10条 評価委員会委員長は、 <u>前条</u> 第4項の機関別評価案を当該短期大学に内示する。	(機関別評価案の内示) 第10条 評価委員会は、 <u>第8条</u> 第4項の機関別評価案を当該短期大学に内示する。
33	(異議申立て及び意見申立ての機会及び審査) 第11条 前条の内示した機関別評価案に対し、機関別評価結果の適否及び各基準の合否の判定に異議のある短期大学は、異議申立てを行うことができる。	(異議申立て及び意見申立ての機会及び審査) 第11条 前条の内示に対し、機関別評価の適否及び各基準の合否の判定に異議のある短期大学は、異議申立てを行うことができる。
34	2 前項の異議申立てに対しては、理事会に置かれる <u>認証評価審査委員会</u> （以下「審査委員会」という。）において審査し、理事会に報告するものとする。	2 前項の異議申立てに対しては、理事会に置かれる <u>第三者評価審査委員会</u> （以下「審査委員会」という。）において審査し、理事会に報告するものとする。
35	3 (略)	3 審査委員会に関する事項は、別に定める。
36	4 前条の内示した機関別評価案に対し、第1項に定める <u>判定</u> 以外の記述について意見のある短期大学は、意見申立てを行うことができる。	4 前条の内示に対し、第1項に定める <u>異議申し立て</u> 以外の記述について意見のある短期大学は、 <u>意見の</u> 申立てを行うことができる。
37	5 前項の意見申立てに対しては、評価委員会において <u>審議</u> し、審査委員会	5 前項の意見 <u>の</u> 申立てに対しては、評価委員会において <u>審査</u> し、審査委員

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
	及び理事会に報告するものとする。	会及び理事会に報告するものとする。
38	（機関別評価の決定及び通知） 第12条 評価委員会の機関別評価案並びに異議申立てに係る審査委員会の審査結果及び意見申立てに係る評価委員会の審議結果を受けて、理事会は機関別評価を決定し、<u>理事長が当該短期大学に通知する。</u>	（機関別評価の決定及び通知） 第12条 評価委員会の機関別評価案及び異議申立てに係る審査委員会の審査結果に基づき、理事会において機関別評価結果を決定し、当該短期大学に通知する。
39	（保留の判定を受けた場合の取扱い） 第13条 前条により機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が指定する期日までに所定の手続きに従って、再評価を受けなければならない。	（保留の再評価） 第13条 前条の機関別評価結果が保留と判定された短期大学は、基準協会が指定する期間内に、再評価を受けなければならない。
40	2 再評価の実施方法等については、第4条第1項及び第8条から第12条の規定を準用する。	2 再評価の実施方法等については、第3条第1項及び第7条から第11条の規定を適用する。
41	3 前項の規定にかかわらず、再評価の指定年度が評価を受けた年度の翌年度である場合は、当該年度の4月末日までに別に定める様式により申込みを行うものとする。	3 前項の規定にかかわらず、再評価を受ける場合で、評価を受けた年度の翌年度に再評価を受ける場合は、当該年度の4月末日までに別に定める様式により申し込みを行うものとする。
42	4 第2項の規定にかかわらず、第1項に定める再評価の期日までに評価を受けない場合又は適格、不適格の判定に至らない場合は、理事会は機関別評価結果を不適格と判定する。	4 理事会は、再評価において短期大学評価基準を満たしている場合は適格とし、短期大学評価基準を満たしていない場合又は再評価を受けない場合には、機関別評価結果を不適格とし、当該短期大学に通知する。
43	5 再評価を受けた短期大学の評価の周期は、保留の判定を受けた年度の翌年度から起算して7年以内とする。	（新設）
44	（適格に改善意見を付された場合の取扱い） 第14条 機関別評価結果において、適格の判定に改善意見が付された短期大学は、基準協会が指定する期日までに、所定の手続きに従って報告書を提出し、評価を受けなければならない。	（適格に条件を付した場合の措置） 第14条 機関別評価結果において、適格で条件が付された短期大学は、条件が付された事項について、基準協会が指定する期日までに改善報告書を提出しなければならない。

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
45	<u>2 評価委員会は、報告書により、改善意見への対応状況について書面調査を行い、評価案を作成し、理事会へ報告する。</u>	(新設)
46	<u>3 前項の評価案は、第9条第7項にいう問題の改善が見られるか否かを評価する。なお、改善が見られない場合には、再度、改善意見を付すものとする。</u>	(新設)
47	<u>4 理事会は、評価委員会の評価案を受けて評価結果を決定し、理事長が当該短期大学に通知する。</u>	(新設)
48	<u>5 評価結果の決定に当たっては、第10条、第11条第4項及び第5項の規定を準用する。</u>	
49	(削除)	<u>2 理事会は、条件を付した事項が基準協会が指定する期日までに改善されていないと評価委員会が判断した場合又は改善報告書が提出されない場合には、適格を取り消し不適格とし、当該短期大学に通知する。</u>
50	<u>(不適格の判定を受けた場合の取扱い)</u> <u>第15条 機関別評価結果が不適格と判定された短期大学は、基準協会が定める手続きに従って、自己点検・評価報告書及び提出資料を提出し、評価を受けることができる。</u>	(新設)
51	<u>(評価結果の再判定)</u> <u>第16条 基準協会は、機関別評価結果を適格と決定し通知した後に、評価を行った年度における当該短期大学の状況が、次の各号のいずれかに該当するおそれのあるときには、評価委員会において該当事項について調査を行う。</u>	<u>(評価結果の再判定)</u> <u>第15条 基準協会は、短期大学に機関別評価を適格と決定・通知した後に、評価を実施した年度における当該短期大学の状況が、次の各号のいずれかに該当するおそれのあるときには、評価委員会において調査を行い、それが事実であると判明した場合には、理事会において機関別評価結果を不適格と再判定し、その旨を当該短期大学に通知するとともに社会に公表するものとする。</u>
52	(1) <u>4 評価基準を満たさない場合</u>	(1) <u>短期大学評価基準を満たさず、当該短期大学の教育に重大な支障があると認められる場合</u>
53	(2) (略)	(2) 自己点検・評価報告書に虚偽記載がある場合

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
54	(3) (略)	(3) 重大な法令違反がある場合
55	<u>2 前項の評価委員会における調査の結果、前項の各号に該当する事項があると認められる場合には、理事会は機関別評価結果を不適格と再判定し、理事長がその旨を当該短期大学に通知する。</u>	<u>(新設)</u>
56	(公正性の確保) 第 <u>17</u> 条 評価を受ける短期大学の利害関係者であると <u>基準協会</u> が認める者は、当該短期大学を対象とする評価業務に従事することはできない。	(公正性の確保) 第 <u>16</u> 条 評価を受ける短期大学の利害関係者であると <u>理事会</u> が認める者は、当該短期大学を対象とする評価業務に従事することはできない。
57	(評価結果の公表) 第 <u>18</u> 条 第12条、第13条第4項、第14条第4項及び第16条第2項により決定された <u>評価結果</u> は、 <u>認証評価結果報告書</u> への掲載、ウェブサイトの利用等により広く社会に公表する。	(評価結果の公表) 第17条 第12条、第13条第4項及び第14条第2項により決定された <u>機関別評価結果</u> は、 <u>第三者評価結果報告書</u> への掲載、 <u>インターネット</u> （ウェブサイト）の利用等により広く社会に公表する。
58	(削除)	(評価システムの公表等) 第18条 学校教育法施行規則第169条第1項第3号から第8号に規定する、基準協会が実施する第三者評価の内容は、インターネット（ウェブサイト）の利用等により広く社会に公表する。
59	(削除)	2 前項に規定する内容を定め、又は変更する場合には、その案を公表し、広く社会から意見を求めた上でこれを行う。
60	(削除)	(評価の周期) 第19条 短期大学は、文部科学大臣による設置認可後又は第三者評価を受けた年度の翌年度から7年以内ごとに第三者評価を受けるものとする。
61	(評価に係る手数料) 第 <u>19</u> 条 基準協会が行う評価に係る <u>手数料</u> は、次のとおりとする。 (1) 会員 1,300,000 円（消費税別） (2) 非会員 <u>1,300,000 円に7年分の会費相当額を加算した額（消費税別）</u> (3) 第13条第1項及び第15条第1項の規定により評価を行う場合は、	(評価に係る評価料) 第 <u>20</u> 条 基準協会が行う <u>第三者評価</u> に係る <u>評価料</u> は、次のとおりとする。 (1) 会員 1,300,000 円（消費税別） (2) 非会員 <u>3,400,000 円（消費税別）</u>

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
	<u>会員は1,300,000円（消費税別）とし、非会員の場合は1,900,000円（消費税別）とする。</u>	
62	2 評価の申込みを行った短期大学は、前項の <u>手数料</u> を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。	2 <u>第三者</u> 評価の申し込みを行った短期大学は、前項の <u>評価料</u> を基準協会が指定した期日までに納入しなければならない。
63	3 第4条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の <u>手数料</u> は、評価を受ける前年度の3月末日までに取下げを行った場合にはこれを徴収しない。評価を受ける年度の4月1日以降6月末日までに取下げを行った場合には <u>手数料の2分の1の額を徴収し、7月1日以降は、特別の理由がない限り手数料は返還しない。</u>	3 第3条第3項の規定による評価の取下げを行った場合の <u>評価料</u> は、評価申込みを受理した後8か月以内に取下げた場合には <u>評価料を徴収せず、評価申込みを受理した後9か月以上11か月以内に取下げた場合には評価料の2分の1の額を徴収し、評価申込みを受理した後12か月を経過して取下げた場合には、特別の理由がない限り、評価料を返還しないものとする。</u>
64	(削除)	4 第9条第3項に規定する評価の中止を行った場合の評価料については返還しない。
65	(削除)	5 第13条第1項の規定による再評価を行う場合の評価料は、会員の場合にあつては1,300,000円とし、非会員の場合にあつては1,900,000円とする。
66	(<u>評価員の旅費等</u>) 第20条 基準協会は、評価員に対して、訪問調査及び指定する研修会の出席に係る旅費を支払うものとする。	(<u>評価員の旅費等</u>) 第21条 基準協会は、評価員に対して、訪問調査及び指定する研修会の出席に係る旅費を支払うものとする。
67	2 (略)	2 前項に規定する旅費に関する事項は、別に定める。
68	3 基準協会は、訪問調査の前日に行われる事前打合せのための会場費を負担するものとする。	3 基準協会は、訪問調査の前日に行われる事前打 <u>合わせ</u> のための会場費を負担するものとする。
69	(削除)	(<u>変更の届出</u>) 第22条 機関別評価結果が適格とされた短期大学は、評価を受けた翌年度から6年間に於いて、短期大学の名称・所在地、設置者及び教育目的、教育研究に係る基本組織、入学・収容定員、学生募集停止などの変更を行った場合、当該変更事項について基準協会に届け出るものとする。
70	(削除)	2 前項の届出に関する手続きについては別に定める。
71	(削除)	3 基準協会は、第1項の届出の内容をインターネット（ウェブサイト）で公表するものとする。

一般財団法人短期大学基準協会認証評価実施規程 新旧対照表

NO	新	旧
72	(その他) 第21条 (略)	(その他) 第23条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
73	(改廃) 第22条 (略)	(改廃) 第24条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。
74	附 則 (略)	附 則 この規程は、平成17年4月14日から施行し、平成17年3月31日から適用する。 附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。 附 則 1 この規程は、平成23年5月26日から施行し、平成24年度に係る第三者評価（評価に係る評価料を含む。）から適用する。 2 第21条の規定にかかわらず、平成23年度評価に係る評価員の旅費等については、なお従前の例による。 附 則 この規程は、一般財団法人設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。 附 則 この規程は、平成27年5月21日から施行する。
	附 則 <u>この規程は、平成30年4月1日から施行する。</u>	